

山添村茶防霜施設設置及び茶樹育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本村の基幹産業である茶業の振興をはかるため、茶生産農家が行う茶防霜施設の設置、茶樹の改植及び台切りに要する経費に対する補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(補助対象経費及び補助率)

第2 補助の対象となる経費及びこれに対する村の補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3 補助金の交付を受けようとする者は、村長が指定する期日までに山添村茶防霜施設設置・茶樹育成事業補助金交付申請書（第1号様式）及びその他村長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4 村長は、前項に基づく申請を受け、適当と認めるときは、補助金の交付決定通知をするものとする。

(変更承認の申請)

第5 補助金交付の決定通知を受けた者は、当該決定に係る補助事業の内容等の変更承認を受けようとするときは、山添村茶防霜施設設置・茶樹育成事業補助金交付変更承認申請書（第2号様式）を村長に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第6 村長は、補助金の交付決定を受けた者に対して必要な指示を行い又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(完了報告)

第7 補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 山添村茶防霜施設設置・茶樹育成事業完了届（第3号様式）
- (2) 山添村茶防霜施設設置・茶樹育成事業補助金交付請求書（第4号様式）
- (3) 事業費の明細書、領収書の写及び完成写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8 村長は、補助事業完了届を受理した場合において、その内容が適当と認めるときは、第2の規定により補助金を交付する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附 則
この要綱は、公布の日から施行し、平成 20 年度の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

事業名称	事業項目	補助対象経費	村が定める補助率
茶防霜 施設設置 事業	・茶防霜扇等の設置 (対象農地の下限面積 要件はなし)	・工事費 ・その他村長 が必要と認 めた経費	10 / 100 以内 (上限 10 万円 / 10a)
茶樹育成 事業	・茶樹の改植 (対象農地の下限面積 要件はなし)	・苗木費 ・機械賃借料 ・その他村長 が必要と認 めた経費	50 / 100 以内 (上限 10 万円 / 10a)
	・茶樹の中刈り (地表面から 15 cm 以上概ね 30 cm以 下の伐採) (対象農地の下限面積 要件はなし)	・機械賃借料 ・その他村長 が必要と認 めた経費	50 / 100 以内 (上限 5 万円 / 10a)
	・茶樹の台切り (地表面から概ね 15 cm以下の伐採) (対象農地の下限面積 要件はなし)	・機械賃借料 ・その他村長 が必要と認 めた経費	70 / 100 以内 (上限 5 万円 / 10a)